

# 福津市立図書館資料収集方針

この方針は、日本図書館協会の「図書館の自由に関する宣言」及び「図書館の倫理綱領」を尊重しつつ、図書館法及び福津市立図書館条例に基づき、福津市立図書館が資料を収集するにあたっての基本的な事項を定めるものとする。

## 1 基本方針

福津市立図書館は、公共図書館の役割、社会的な動向及び地域の実情等を考慮して、市民の生涯にわたる学習活動を支え、暮らしや仕事、地域の課題解決に役立つ資料を組織的かつ系統的に収集する。

資料収集にあたっては、著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれることなく、あらゆる思想、信条、学説、宗派に対してそれぞれの観点に立った資料を公平かつ幅広く収集するものとする。

## 2 収集資料の範囲及び種類

(1) 収集資料の範囲は、国内で刊行される資料を中心とし、図書、雑誌、新聞等の紙媒体のほか、CDやDVDなどの電子媒体（メディア）も含め、多様な形態の資料とする。

(2) 収集資料の種類は、原則として次に掲げるものとする。

- ① 図書（一般書、児童書、ヤングアダルト図書、参考図書、外国語資料）
- ② 郷土資料
- ③ 官公庁出版物
- ④ 視聴覚資料
- ⑤ 障がい者用資料（録音図書、点字図書、大活字本、拡大写本、さわる絵本、その他）
- ⑥ 逐次刊行物（新聞、雑誌、その他）
- ⑦ デジタルコンテンツ（電子書籍、データベース等）
- ⑧ その他の資料（チラシ、パンフレット等）

## 3 資料別収集方針

資料別の収集方針は、次のとおりとする。

### (1) 図書

#### ア 一般書

一般書は、市民の趣味、娯楽、教養、調査、研究等に資するため、基礎的、入門的な図書のほか、必要に応じ、専門的な図書まで幅広く収集する。ただし、極めて高度な専門書・学術書、学習参考書、各種試験問題集及びテキスト類は収集しない。

#### イ 児童書

児童書は、乳幼児・児童の発達段階に応じた興味や関心に対応できるよう、各分野にわたって、幅広く収集する。

#### ウ ヤングアダルト図書

ヤングアダルト図書は、中・高校生の興味や関心に留意し、教養・趣味・生活等に役立つものを広く収集する。

#### エ 参考図書

参考図書は、市民の日常の調査研究のために必要な辞書、事典、年鑑、目録、書誌、地図等を幅広く収集する。

#### オ 外国語資料

外国語資料は、多文化サービスの一環として収集する。

## (2) 郷土資料

- ア 福津市に関する資料は、図書、新聞、雑誌、行政資料、パンフレット、地図、写真等網羅的に収集する。
- イ 福岡県及び県下の市町村に関する資料は、基本的資料、歴史的資料及び福津市に特に関係のある資料を中心に収集する。

## (3) 官公庁出版物

- ア 政府諸機関が発行する資料は、主要なものを収集する。
- イ 地方公共団体その他の公的機関が発行する資料は、必要度の高いものを収集する。

## (4) 視聴覚資料

- ア 収集する媒体（メディア）は、当面はCD・DVDとする。
- イ DVDについては、図書館向けの著作権処理が済んでいる資料を収集する。
- ウ 収集にあたっては、教養、娯楽、学習など多様な利用目的に対応できるよう幅広い分野から収集する。

## (5) 障がい者用資料

視聴覚障がい者等の利用に供するため、必要に応じて点字図書、録音図書、大活字本、拡大写本、さわる絵本等を収集する。

## (6) 逐次刊行物

- ア 新聞は、国内で発行される主要な全国紙を中心に、児童・青少年向けのものを含めて収集する。
- イ 雑誌は、国内で発行される各分野における基本的なものを中心に児童・青少年向けのものも含めて収集する。なお、高度な専門雑誌及び娯楽雑誌については、利用度、必要度に応じて収集するが、漫画雑誌は収集しない。

## (7) デジタルコンテンツ

- ア 電磁的記録資料は、地域資料・参考図書を収集する。
- イ オンラインデータベース等のネットワーク資料は、新聞記事や法令・判例等、市民の調査・研究やビジネス支援に役立つ資料等を収集（提供）する。
- ウ 電子書籍は、タイトル、費用、条件及び市民の需要などに留意し、紙媒体の資料に付加的な情報を伴うもの、読書バリアフリーに対応した機能を持つもの、外国語等の学習に効果的な機能を持つものなど電子書籍の特徴を生かした資料を中心に提供する。
- エ 市の公共図書館等で所蔵する地域資料を中心に、デジタルアーカイブ化して公開する。

## 4 資料選択の方法及び留意点

(1) 資料の選択は、資料選定会議（選書会議）の審議を経て、館長が決定する。

(2) 資料選択にあたっては、次のことに留意する。

- ①多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- ②個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
- ③個人を中傷し、又はプライバシーの侵害を惹起する著作物（政治家等公人の行動行跡の批判、論文や発表された著作物に対する正当な批判を除く。）を選択しない。
- ④暴力や犯罪を容認するもの、残虐、残忍性のあるもの（歴史的事実、記録文学、ルポタージュ等を除く。）を選択しない。
- ⑤性を商品化した作品及び人間の尊厳を著しく損なうものを選択しない。
- ⑥この方針に反しない限り、市民の要望等も参考とする。

## 5 リクエストへの対応及び寄贈資料の受入れ

利用者からのリクエスト及び寄贈資料の受け入れについても、この方針に従うものとする。

## 6 収集方針の見直し及び公開

- (1) この方針は、公共図書館としての使命及び目的を果たすため、必要に応じて見直しを行うものとする。
- (2) 市民の理解と協力のもとに、市民の貴重な財産としてより良い蔵書の形成に努めるため、この方針を広く市民に公開する。

## ■ 参考

### 1. 図書館の自由に関する宣言(抜粋)・図書館員の倫理綱領(抜粋)

#### 図書館の自由に関する宣言

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

- 第1 図書館は資料収集の自由を有する。
- 第2 図書館は資料提供の自由を有する。
- 第3 図書館は利用者の秘密を守る。
- 第4 図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

#### 図書館員の倫理綱領

この倫理綱領は、「図書館の自由に関する宣言」によって示された図書館の社会的責任を自覚し、自らの職責を遂行していくための図書館員としての自律的規範である。

[図書館員の基本的態度]

第1 図書館員は、社会の期待と利用者の要求を基本的なよりどころとして職務を遂行する。

[利用者に対する責任]

- 第2 図書館員は利用者を差別しない。
- 第3 図書館員は利用者の秘密を漏らさない。

[資料に関する責任]

- 第4 図書館員は図書館の自由を守り、資料の収集、保存および提供につとめる。
- 第5 図書館員は常に資料を知ることにつとめる。

[研修につとめる責任]

第6 図書館員は個人的、集団的に、不断の研修につとめる。

[組織体の一員として]

- 第7 図書館員は、自館の運営方針や奉仕計画の策定に積極的に参画する。
- 第8 図書館員は、相互の協力を密にして、集団としての専門的能力の向上につとめる。
- 第9 図書館員は、図書館奉仕のため適正な労働条件の確保につとめる。

[図書館間の協力]

第10 図書館員は図書時間の理解と協力につとめる。

[文化の創造への寄与]

- 第11 図書館員は住民や他団体とも協力して、社会の文化環境の醸成につとめる。
- 第12 図書館員は、読者の立場に立って出版文化の発展に寄与するようつとめる。